

利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。なお、商業統計調査は平成 9 年以降の調査から 5 年毎に実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。

この統計表は、平成 14 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について立地環境特性区分の定義（別表）により特性付けを行い再集計したものである。

1. 立地環境の特性区分及び定義について

立地環境特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定している（別表「立地環境特性の区分及び定義」参照）。

なお、立地環境の特性付けにあたっては、平成11年調査までは調査区単位に行ったが、平成14年調査においては、事業所単位の特性付けに変更している。

2. 記号及び注記

- (1) 統計表中の「－」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「χ」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3 以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (3) 「就業者 1 人当たり年間商品販売額」は、従業者のうち「パート・アルバイト等」を 8 時間換算（平成 14 年より調査）した就業者数を用いて算出している。
- (4) 「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出している。
- (5) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成 14 年商業統計表 立地環境特特別統計編（小売業）」による旨を明記されたい。

3. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室
電話（03）3501-0386（ダイヤルイン）

本書に記載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

